

青山剛昌ふるさと館建築基本設計業務プロポーザルに係わる質問・回答内容

各資料は下記のとおり読み替えて記載します

①青山剛昌ふるさと館建築基本設計に係る公募型プロポーザル実施要項 = 実施要項 ②青山剛昌ふるさと館建築基本設計業務仕様書 = 仕様書 ③青山剛昌ふるさと館再整備基本計画 = 基本計画

資料名	項目等	質問内容	回答
実施要項	5 参加資格要件 (1)参加資格①	類似施設エとして、告示第98号別添二第七号第1類の用途で、延べ床面積が600㎡以上の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等とありますが、別添二第八号の大学、専門学校等の方が難易度も高く、類似施設として認めていただくことはできないでしょうか。	実施要項に記載のとおりです。
		類似施設ウとして、告示第98号別添二第十二号第1類の用途で、延べ床面積が600㎡以上の公民館、集会場、コミュニティセンター等とありますが、福祉センターを類似施設として認めていただくことはできないでしょうか。(建築確認上用途は事務所ですが、大・中・小会議室、研修室があり、申し込めばだれでも利用できます。)	実施要項に記載のとおりです。
		同種又は類似業務の実績は新築のみで考えますがよろしいでしょうか。	同種又は類似施設の実績は、過半を超える改修等も含めて構いません。
		同種、類似実績は、新築に限らず、自社が平成25年度より前に設計・監理した施設の、平成25年度以降で改修面積600㎡以上の改修設計実績も含むと考えますが、宜しいでしょうか？	平成25年度以降に契約した、過半を超える改修にかかる設計業務は対象となります。
		同種・類似施設の実績は改修や増築に係る設計業務も含むと考えて宜しいでしょうか。	同種又は類似施設の実績は、過半を超える改修、増築も含めて構いません。
		同種又は類似業務の実績について「複合用途施設の場合はその該当用途部分に限る」とあります。1施設であっても複数用途が実績を満たす場合、それぞれの用途の実績とみなしてよいと考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		市区町村発注の公共施設で、物販販売・飲食の機能に加え、多目的なイベントに利用可能な交流空間がある道の駅の設計実績について。構想・設計のねらいをもとに、文化・交流・公益施設とみなして、「類似業務実績ウ」の公民館、集会場、コミュニティセンター等に含むと捉えてよろしいでしょうか。	複合用途施設の場合は、その該当する用途部分に限ります。
		市区町村発注の公共施設で、広く一般市民の利用を目的とした交流空間を多く設けた多機能福祉施設の設計実績について。構想・設計のねらいをもとに、文化・交流・公益施設とみなして、「類似業務実績ウ」の公民館、集会場、コミュニティセンター等に含むと捉えてよろしいでしょうか。(保健・福祉の占有部分を除いた面積を対象とする)	複合用途施設の場合は、その該当する用途部分に限ります。
		『○○○○○新保育施設』という名称で、0歳児から5歳児までが通う施設ですが、『告示第98号別添二第七号第1類』の用途の「幼稚園」の扱いにはならないでしょうか。 平成25年9月6日 から 平成28年1月31日	複合用途施設の場合は、その該当する用途部分に限ります。
		同一建物内に子育て支援室、シルバー(高齢者)作業室、障害者作業室のある交流センターは、類似施設ウのコミュニティセンター等とみなせると考えますがよろしいでしょうか。	複合用途施設の場合は、その該当する用途部分に限ります。
参加資格要件として、平成25年度以降の同種・類似施設の基本設計業務又は実施設計業務についての実績とありますが、 ・基本・実施設計業務(防災センター) 平成24年6月16日 から 平成25年2月18日 ・監理委託業務 平成25年5月29日 から 平成26年3月27日 の場合、「消防署等」の扱いで実績として認められないでしょうか。	実施要項に記載のとおりです。		
参加資格要件として、平成25年度以降の同種・類似施設の基本設計業務又は実施設計業務についての実績とありますが、 ・基本・実施設計業務(高等学校) 平成23年4月18日 から 平成24年11月10日 ・設計意図伝達業務 平成25年1月8日 から 平成26年12月28日 の場合、「設計意図伝達業務」も設計業務の延長線上と考えますが、実績として認められないでしょうか。	実施要項に記載のとおりです。		

資料名	項目等	質問内容	回答
実施要項	5 参加資格要件 (1)参加資格①	参加資格要件の同種・類似施設の設計業務実績の時期の条件は、平成25年度以降に完了で宜しいでしょうか？	実施要項に記載のとおりです。
		水道局庁舎等基本設計業務において、計画の中では緊急時及び災害時の要素も基本計画に含まれていますので、「消防署等」の扱いにはならないでしょうか。 平成28年5月10日 から 平成28年9月30日 ・鉄筋コンクリート造2階建て：延床面積1,308.36㎡	実施要項に記載のとおりです。
		実績における同種・類似施設の判別として、「平成31年度国土交通省告示第98号」別添二による用途の分類が記載されておりますが、旧基準である「平成21年国土交通省告示第15号」別添二による分類も同様と考えて宜しいでしょうか。	平成31年国土交通省告示第98号別添二によります。
		同種・類似施設の実績は国、地方公共団体、独立行政法人等以外の民間の発注によるものも含むと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		実績について、同一プロジェクトの基本設計と実施設計を別業務として受注している場合には、それぞれ別の実績として2件記載しても宜しいでしょうか。	同一施設の業務であれば、1件とします。
		参加資格要件の同種・類似施設の設計業務実績は、「基本設計又は実施設計」とされておられますので、同一物件での基本設計及びは実施設計の実績は各々単独の実績として扱われると考えて宜しいでしょうか？	同一施設の業務であれば、1件とします。
		参加資格要件の同種・類似施設の設計業務実績は、海外の集客、海外への発信を目指す施設に相応しく、国内にとどまらず、海外施設のデザイナー・アーキテクトとしての実績も含み、その場合、海外計画の契約形態の通例により「元請」に限らないと考えて宜しいでしょうか？(海外計画では、建築デザインを担当する国際デザイナー・アーキテクトと、地元の建築士としての資格をもつレコード・アーキテクトの組み合わせの契約で業務を進め、発注者⇔レコード・アーキテクト⇔デザイナー・アーキテクトの関係で契約するのが通例です。)	お見込みのとおりです。
	参加資格要件として、実施要項1頁5-(1)-①で単体企業及び共同企業体の代表者が、平成25年以降の同種・類似の設計実績を有する事が規定され、同②で鳥取県中部地区に本社または支店がある企業か、県中部建築士事務所と共同企業体を形成する事が規定されています。 一方、(別表1)【イ】で「共同企業体の場合は、同種または類似実績の最大5件のうち、構成員ごとに最低1件は業務受託実績(様式第6号)を提出すること。」と記載されています。 この(別表1)【イ】の記載は提出書類の規定であり、共同企業体の代表構成員の他の構成員に対する参加資格の規定ではなく、代表構成員の他の構成員が同種・類似のいずれの実績を有しなくとも、この共同企業体には参加資格はあると考えますが、宜しいでしょうか？	実施要項に記載のとおりです。	
	5 参加資格要件 (1)参加資格①、②	日本国内の一級建築士事務所と県中部建築士事務所共同企業体を形成する場合、県中部建築士事務所にも平成25年度以降の同種・類似施設の基本設計業務又は実施設計業務について元請としていずれかを受託した実績が必要でしょうか。	実施要項に記載のとおりです。
	5 参加資格要件 (1)参加資格②	共同企業体を形成して応募する場合については、代表企業に一級建築士が4名以上所属していれば、中部建築士事務所(構成員)については4名以上の一級建築士が所属していることは必須条件とならないという理解でよろしいでしょうか。	県中部建築士事務所について、共同企業体の構成員として参加する場合でも、一級建築士を4名以上配置していることが必要です。
「この公告日において、鳥取県中部地区(東伯郡又は倉吉市)に本社または支店(営業所、事務所含む)を有し、一級建築士を4名以上配置しており、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者(以下「県中部建築士事務所」という。)。また、日本国内で一級建築士事務所の登録を受けている者は、県中部建築士事務所と共同企業体を形成することを条件として応募することができる」とありますが、日本国内で一級建築士事務所の登録を受けている者が共同企業体として参加表明を行う場合、一級建築士の数は合計4名以上の配置ができればよい、という理解でよろしいでしょうか。 (例:県中部建築士事務所における一級建築士:2名 日本国内の一級建築士事務所における一級建築士:2名 合計4名)		県中部建築士事務所について、共同企業体の構成員として参加する場合でも、一級建築士を4名以上配置していることが必要です。	
一級建築士を4名以上配置とありますが、共同企業体の場合、鳥取県中部地区に本社または支店がある事務所で4名以上一級建築士が在籍していればよろしいでしょうか？		お見込みのとおりです。	
「鳥取県中部地区(東伯郡又は倉吉市)に本社または支店(営業所、事務所含む)を有し」とあります。支店でこれを満たす場合、応募企業は本社とし、支店登録・支店による建築士事務所の登録書類を添付すればよいと考えますがよろしいでしょうか。		お見込みのとおりです。	
共同企業体で応募する場合、構成員の上限数はありますか。	ありません。		

資料名	項目等	質問内容	回答
実施要項	5 参加資格要件 (1)参加資格③	「本町に競争入札参加資格審査申請書(指名願)を提出し、令和5年11月17日(金)正午までに受理された者で、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない事業者であること」とありますが、共同企業体で応募する場合、各構成員が競争入札参加資格の申請をしていけば良いということでしょうか。それとも共同企業体として競争入札参加資格申請を行う必要があるということでしょうか。	各構成員が本町に競争入札参加資格審査申請書を提出してください。
	5 参加資格要件 (2)応募条件②	実施要項5(1)参加資格②において、「日本国内で一級建築士事務所の登録を受けている者は、県中部建築士事務所と共同企業体を形成することを条件として応募することができる」、実施要項5(2)応募条件②において、「共同企業体で応募する場合は、名称を設定し、代表者となる団体等を選定すること」とありますが、共同企業体の構成員を確定させた上で参加意思表明書の提出を行う必要があるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
	5 参加資格要件 (2)応募条件③	共同企業体の出資比率を、プロポーザル期間中に決定出来ない場合、設計者に特定された後日決定するものとし、一次審査提出書類の様式第3号で指定されている共同企業体協定書(写し)では保留とし、「後日、決定」等の表記とさせて頂きたいのですが、宜しいでしょうか？	実施要項に記載のとおりです。
	5 参加資格要件 (3)業務従事者②	「主任技術者は一級建築士の資格を有することとし、各担当分野を兼任することができる」とありますが、各分野の担当技術者が複数の分野を兼任することは可能でしょうか。	各担当分野を兼任できるのは主任技術者のみです。
		「設備設計分野においては、協力事務所を置くことができる」とありますが、構造設計分野は協力事務所では不可なのでしょうか。	建築(構造)分野についても協力設計事務所を置くことができることとします。
		建築(構造)分野において、協力設計事務所から技術者を配置することは可能でしょうか。	建築(構造)分野についても協力設計事務所を置くことができることとします。
		建築(構造)分野においても、協力事務所に所属する担当技術者でよろしいでしょうか。	建築(構造)分野についても協力設計事務所を置くことができることとします。
	5 参加資格要件 (3)業務従事者③	協力設計事務所に関し、設備設計分野だけではなく建築(構造)の構造設計分野においても協力設計事務所を置く事が出来ると考えますが、宜しいでしょうか？	建築(構造)分野についても協力設計事務所を置くことができることとします。
		上記質問へのご回答が不可の場合、なぜ構造設計分野は協力事務所を置く事が出来ないのとされるのか、理由をご教示ください。	上記のとおりです。
	5 参加資格要件 (3)業務従事者③ 別表1【イ】	構造設計分野は協力事務所を置く事が出来ない場合、構造設計事務所を共同企業体の構成員とする可能性があります。その場合、通常、協力事務所として活動する当該構造設計事務所の実績については、以下の2点の様に考えて宜しいでしょうか？ ①「元請け」に限らない。 ②同種・類似計画の構造設計の実績も参加資格の与件を満たす。	上記のとおりです。
	5 参加資格要件 (3)業務従事者③ 別表1【ウ】	電気設備、機械設備分野の主任技術者を設ける提案とする場合、一級建築士の資格所有者に限らず、建築設備士を配置する方針としてもよいでしょうか。	主任技術者は一級建築士の資格を有することとする。
	8 必要書類 (2)提出方法及び提出先	「持参又は郵送の提出書類」とは、様式書類と、様式毎に要求される添付書類の両方を指すと考えますが宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
	8 必要書類 (3)提出部数	「別途提出書類」とは、一次・二次共に様式と添付書類の、提出書類の全てを指すと考えますが宜しいでしょうか？	実施要項に記載のとおりです。
		「別途提出書類の電子データ(PDF)をメールにて提出」とありますが、データ容量がメールで添付可能な上限を超える場合、「データ送受信サイト」を介しての提出は宜しいでしょうか？あるいは、DVDに焼き込んで提出することで宜しいでしょうか？	容量により「データ送受信サイト」等を介して提出していただいて構いません。
		提出部数について、副本9部全てにも各様式の添付書類を添える必要がありますでしょうか？	実施要項に記載のとおりです。
10部(正本1部とし、副本9部は複写で可)作成し、とありますが、一次審査の提出書類も10部提出となるのでしょうか。		実施要項記載のとおりです。	
「副本については、提出企業名(構成企業含む)を一切記載しないこと。」とあります。これは一次審査書類、二次審査書類の全てに適用されるのでしょうか？それとも、二次審査書類の様式第9、10、11号のみ適用で、その他の一次、二次書類は適用外と考えて宜しいのでしょうか？		実施要項に記載のとおりです。	
様式第9号の【記入例】で会社名、氏名を記入する旨指示されています。提出の副本9部は会社名のみ書かない様にすれば良いのでしょうか？それとも、会社名、氏名共に書かない様にすれば良いのでしょうか？		実施要項に記載のとおりです。	

資料名	項目等	質問内容	回答
実施要項	8 必要書類 (3)提出部数	「副本については、提出企業名(構成企業含む)を一切記載しないこと」とありますが、下記の①のように捉えてよろしいでしょうか。 ①一次審査書類:複写(提出企業名あり)で提出 二次審査書類:提出企業名を伏せて提出 様式第12号 価格提案書:正本のみ提出とし、副本はなし (審査委員は、一次審査書類と二次審査書類をひもづけて審査しない) ②一次審査書類:提出企業名を伏せて提出 二次審査書類:提出企業名を伏せて提出 様式第12号 価格提案書:副本は提出者名を伏せ、押印せずに提出 (審査委員は、一次審査書類と二次審査書類をひもづけて審査する)	実施要項に記載のとおりです。
	10 選考方法 (2)二次審査①	プレゼンテーション及びヒアリングについて、「詳細は一次審査通過者に文書にて通知する。」とされています。スケジュールでは、その詳細に関し質問する機会はありません。どうぞ、プレゼンテーション及びヒアリングの詳細について質問する機会・期間をお与えください。	実施要項に記載のとおりです。
		プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、プレゼンテーションの説明者は、参加表明書の予定技術者調書に記載されない以下の2名でも説明者とする事が出来る様に、どうぞお願いいたします。1名は、直接担当者にはなりません、弊社代表が説明の機会を頂戴したいと思います。また調書に記載する技術者は、配点の関係でどうしても実績と経験年数の観点から選択せざるを得ませんが、弊社が特定された場合、記載した技術者の他に若く熱意のある技術者を配置する予定であり、是非、その者に説明をさせたいと考えます。	プレゼンテーションの説明者は、参加表明書の予定技術者調書に記載のある者となります。
		プレゼンテーション及びヒアリングについて、「詳細は一次審査通過者に文書にて通知する。」とされていますが、以下について予めご教示ください。 ①プレゼンテーションとヒアリングの各々の時間 ②会場の場所、様子(部屋の大きさ、出入口の位置、当日の座席配置、プロジェクター及びスクリーンの配置場所等) ③会場に備付けの設備(プロジェクターの機種・製品名、スクリーンのサイズ・製品名等)、その他、会場に装備され、持参する必要のない設備 ④持参すべき設備、物	①応募団体によるプレゼンテーションを20分以内、審査員による質疑を10分程度予定。 ②一般的な会議室を予定。 ③会場決定後知らせます。 ④プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、使用するパソコン等の機器は各参加者で用意してください。電源コード、プロジェクターとパソコンを繋ぐHDMIケーブルは町で用意します。
		プレゼンテーションの表現、材料に関し、以下の様に考えて宜しいでしょうか？ ①プレゼンテーションは、パワーポイント等を使用し、動画や音楽の挿入は不可。 ②様式第9～11号に記載した事項の部分を抜き出し、拡大し、分かりやすく整理する事は可。 ③様式第9～11号に記載し提案した事項の範囲に限定されていれば、様式第9～11号に記載していない材料の使用も可。	①プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等の使用は可。動画、音楽の挿入は不可。 ②お見込みのとおりです。 ③技術提案書に記載の無い内容についてプレゼンテーションを行うことは禁止とします。
	10 選考方法 (2)二次審査④	「選定結果については、町のホームページに公表する」とありますが、公表されるのは優先候補者と次点候補者まででしょうか。	応募のあった団体については、団体名を公表する予定です。
	13 その他留意事項 (10)	地質調査ボーリングのデータ提供はいつ頃でしょうか。	本業務締結後とします。
		アスベスト調査業務が別途発注となっておりますが、解体設計業務もあるのでしょうか。ある場合は構造・規模等ご提示ください。	本業務により決定します。
	審査表(別紙1) 1本店所在地	評価事項では(共同企業体の構成員を含む全体の圏域)となっており、3段階の評価点数の記載があります。(共同企業体の構成員を含む全体の圏域)の評価の視点をご教示ください。 例えば、県中部地区の単独応募者または全員が県中部地区の構成員からなる共同企業体は5点、全員県内で県中部地区外の構成員がいる共同企業体は3点、県外の構成員がいる共同企業体は1点、という採点でしょうか？または、共同企業体の所在地が評価対象でしょうか？	実施要項に記載のとおりです。
	別表1 【エ】	「主任技術者を複数配置する場合は、評価点の高い者1名について評価する」とありますが、評価点対象者が分かるよう記載した方がよろしいでしょうか。	評価点対象者が分かるように記載してください。
配置技術者の実績等について「元請けとして」との記載がありますが、通常、協力事務所として活動する構造及び設備協力事務所に所属する担当技術者の実績は「元請け」に限らないと考えて宜しいでしょうか？		お見込みのとおりです。	
様式	第4号	技術者数の確認できる書類等を添付すること、とありますが、参考様式はありますか？	判断可能な資料としてください。
	第6号	業務の概要欄の「商業施設企画立案」業務については、配点に無関係と捉えてよいでしょうか。	実施要項に記載のとおりです。
		過去の実績(平成25年度以降の受託分)とありますが、業務履行期間が平成24年度～平成25年度の場合は実績対象となりますでしょうか。	実施要項に記載のとおりです。

資料名	項目等	質問内容	回答
様式	第6号	添付書類に業務実績を証明できる書類とありますが、業務委託契約書(写し)の添付とみてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
	第6号、第7-1~6号	添付する業務実績と従事実績を証明する書類はPUBDISの登録カルテに限定されず、契約書の写し、掲載された雑誌の写し及び、所属事務所が証明・発行する従事証明書による従事した立場の証明等でも良いと考えますが宜しいでしょうか？	業務実績を証明する資料に制限はありませんが、客観的に見て実績として判断可能な資料としてください。
		海外の同種・類似施設的设计業務実績をご了解頂ける場合、当該契約書の写しと、その概要を和文で解説した文書を添付致しますが、宜しいでしょうか？	業務実績を証明する資料に制限はありませんが、客観的に見て実績として判断可能な資料としてください。
		添付する雇用年月日を証明する書類は、所属事務所が証明・発行する雇用開始時期証明書でも良いと考えますが宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
実施要項様式	5 参加資格要件 (3)業務従事者②③ 第7-2~6	「建築(意匠)、建築(構造)、電気設備、機械設備の4分野」において、「各分野をとりまとめる主任技術者/実施要領」が、「担当技術者を兼任する場合/別表1」する場合について。 様式第7-2号と様式第7-3~6号を適宜統合し、下記のような記載の仕方としてよろしいでしょうか。例として、機械設備の担当技術者が、機械設備と電気設備の分野をとりまとめ、主任技術者(設備)として従事する提案を記載します。 ・左上の様式名：様式第7-2号 → 様式第7-2号・7-6号 ・①担当欄：主任技術者 → 主任技術者(設備)・機械設備	主任技術者は第7-2号、担当技術者はそれぞれ第7-3~6号により提出してください。
様式	第7-3~6号	担当技術者の業務実績を証明できる書類について、一般的に管理技術者や主任技術者は発注者に対して届出を行うので業務実績を証明できますが、業務によっては担当技術者の届出を行わないものもあります(特に設備分野に関しては協力会社が担当することが多く、届出を行わない場合があります)。よって他のプロポーザル審査と同様、企業の代表者が担当技術者であったことを認める文書により、担当技術者であった証明としますがよろしいでしょうか。	提出された資料により、担当技術者であった証明とします。
	第9~11号	枠を設ける場合は、大きさは自由と考えますが宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
		文章を補完するための事例写真などの貼付は良いと考えますが宜しいでしょうか？	様式第11号のとおりです。
		文字の大きさは、本文は11ポイント以上と致しますが、表、イラスト、イメージ等に記載する文字は少し小さくして11ポイント以上の限りではない、としても宜しいでしょうか？	様式第11号のとおりです。
	第11号	「文章を補完するための最小限のイラスト、イメージ図を記載又は貼付することができる」とありますが、ボリュームや平面的な部屋割り等、建物の構成が分かるパース・鳥瞰図は不可と考えますがよろしいですか。	様式第11号のとおりです。
		「文章を補完するための最小限のイラスト、イメージ図を記載又は貼付することができる」とありますが、イラスト、イメージ図の大きさは提案書の評価に大きく影響するため、イラスト1点当たりの大きさ(例えば○cm以内など)を指定して頂くことはできませんか。	A4サイズ内に10cm×10cm程度の2点までとします。
		「文章を補完するための最小限のイラスト、イメージ図を記載又は貼付することができる。ただし、具体的な設計図、模型写真及び透視図等を記載又は貼付することはできない」と記載ありますが、その程度について、「建築設計業務委託の進め方ー適切に設計者選定を行うためのマニュアルー(平成30年5月全国営繕主管課長会議)」P49~53に準じて作成してよろしいでしょうか。	様式第11号のとおりです。
		「評価テーマ①でA4判縦1枚、②でA4判縦1枚」とありますが、今回の計画規模(延床面積3000㎡)を踏まえ、①と②の内容をあわせてA3判1枚で提案することは認められますか。(提出時はZ折り)	様式第11号のとおりです。
仕様書	2 設計与条件 (1)敷地の条件	敷地への上水、下水、雨水、中水、ガス、電気などのインフラ供給情報と、インフラ配管、配線等の図面があれば、ご提供ください。	本業務締結後とします。
	2 設計与条件 (2)施設の条件	既存施設のエネルギー使用状況の情報があれば、ご提供ください。	本業務締結後とします。
		「2設計与条件」について、階数の指定はないと考えてよろしいでしょうか。	本業務にて決定します。
		「2設計与条件 施設用途」について「青山剛昌先生の原画等の展示、まんが文化の発信を行う文化・交流施設(平成31年国土交通省告示第98号別添二第十二号第2類)」と記載ありますが、施設用途について、建築基準法上の用途(確認申請時の用途)は「博物館その他これに類するもの(08150)」と考えてよろしいでしょうか。	本業務にて決定します。
2 設計与条件 (3)-2	外構エリアの付属建物はどのような施設を想定されているでしょうか。	本業務により決定します。	

資料名	項目等	質問内容	回答
仕様書	2 設計と条件 (3)－2その他の条件	外構設計の範囲の最大が敷地面積24,000㎡から建築面積を差し引いた面積となるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		実施要項P1にて業務委託料の上限を定めておりますが、外構設計の範囲によって変更はないという理解でよろしいでしょうか。	実施要項・仕様書に記載のとおりです。
		基本計画P23にて、外構工事費の試算を行っておりますが、その際の面積や仕様のイメージを教えてくださいませんか。	本業務にて決定します。
	3 業務内容 (2)	展示計画策定業務受託者の決定時期はいつ頃でしょうか。	本業務決定までに展示計画策定事業者を決定します。
		映像、音響、情報機器(コンテンツ)は「展示工事」が主体業務とのみ明示されていますが、これに伴う配線設計や配管設計も「展示工事」と考えて宜しいでしょうか？	本業務により決定します。
		情報通信設備(LAN、電話配線等)は、「建築工事」が主体業務とのみ明示されていますが、展示工事に関するネットワーク設計等は含まず、「展示工事」範疇と解釈しますが宜しいでしょうか？	本業務により決定します。
基本計画	第3章事業計画 1収蔵計画	「収蔵品を長期間に渡り適切な環境下で保存するため、温湿度や照度の管理ができる設備を整える。」とありますが、空調等の設計条件(基準の温度帯や許容差)について、現状でのお考えがありましたら教えてくださいませんか。	本業務にて決定します。
		「北栄町防災ハザードマップによると、本計画地は、河川洪水時や津波による浸水、土砂災害の懸念は無い区域となっている。」「同時に、貴重な原画などの関連資料を安全に保管するため、収蔵スペースは地震や水害、火事などの防災対策も検討する。」と記載がありますが、対応すべき浸水高さについて現状でのお考えがありましたら教えてくださいませんか。	本業務にて決定します。
	第4章施設計画 1 計画地概要 (3)	指定緊急避難所ですが、非常用発電等設備で何か想定されているものはありますでしょうか。	本業務により決定します。
	第4章施設計画 2 配置計画 (2)	駐車場台数の指定はありますでしょうか。	本業務により決定します。
		スタッフの人数想定はどの程度でしょうか。	本業務により決定します。
	第4章施設計画 3必要な施設機能 表1	各エリアの面積を記載いただいておりますが、各室の想定面積がありましたら教えてくださいませんか。	本業務にて決定します。
		駐車台数(関係者駐車場、一般駐車場、大型バス等)について、想定がありましたら教えてくださいませんか。	本業務にて決定します。
		一般駐車場・関係者駐車場について、基本計画策定段階では、おおよそどのくらいの台数の整備を検討していたか、お教えください。	本業務にて決定します。
	第6章今後の展開 2今後のスケジュール	建築事業と展示事業は別工事(製作)の発注と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		「開発行為」とありますが、これは本業務外という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
周辺敷地図		「周辺敷地図.pdf」のCADデータを共有ください。	本業務締結後とします。
		敷地図のCADデータは提供していただけますでしょうか。	本業務締結後とします。
		今回敷地のインフラ敷設状況についてお教えください。 未敷設の場合は、前面道路における敷設状況などをお教えください。	本業務締結後とします。
		敷地南西のゴミステーションは移設の予定はありますでしょうか。	本業務締結後とします。
その他		路線バスやシャトルバス等の乗入れは想定されておりますでしょうか。	未定です。
		博物館法の博物館としての登録などは想定されておりますでしょうか。	本業務にて決定します。
		現ふるさと館の今後の活用方法としての具体案はありますでしょうか。	本業務外の質問のため、回答を控えます。